

令和7年度第4回鳥取県原子力安全顧問会議（議事録）

- 1 日時 令和8年3月30日（月）10時00分～12時30分
- 2 場所 県庁災害対策本部室（Web 併用）
- 3 出席者 原子力安全顧問：北田顧問、遠藤顧問、小田顧問、藤川顧問、牟田顧問、望月顧問、佐々木顧問、香川顧問、野口顧問、河野顧問、梅本顧問
中国電力(株)島根原子力本部 井田副本部長 他
鳥取県：知事、危機管理部長 他
米子市、境港市、三朝町

4 議題

- ・島根原子力発電所3号機に係る新規規制基準適合性審査状況について（第3回）
- ・令和7年度環境放射線等測定結果（第3四半期まで）及び令和8年度環境放射線等測定計画について
- ・令和8年度原子力防災対策事業について

5 議事録

（浜田部長）

それでは定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第4回鳥取県原子力安全顧問会議を開催いたします。

本日進行を務めます危機管理部の浜田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

開会にあたりまして平井知事より一言ご挨拶を申し上げます。

（平井知事）

皆様こんにちは。年度末が押し迫り、先生方も何かとお忙しいこの季節にお時間をいただきまして本当にありがとうございます。会場にいらっしゃる北田座長様、小田顧問様をはじめ、ネットも含めてたくさんの顧問の先生方には日頃お世話になっておりますことを鳥取県民を代表し、心から感謝を申し上げたいと思います。

本日は、井田副本部長様はじめ中国電力の皆様にもお越しをいただきまして、顧問の先生方に説明していただくこととなります。ぜひ忌憚のない意見交換をしていただき、安全安心を確立するため、県民の専門的な知見を求める声を受けとめて、皆様の方でお裁きをいただければありがたいと思っております。

現状、3号機の審査が進行中でありまして、今日はその説明が中心になろうかと思っております。そういう中、今年に入ってから活断層の資料が示されておりまして、これに基づき、さらに新しい作業や調査といった、そうした知見も求められている段階ではないかと思っております。

また併せて、最近、例えば2月26日にLCOの逸脱事案などがございまして、我々として安全文化について課題があると思っております。

これまでも燃料棒の転倒事故など、あるいは火災などもございました。いずれも環境に対する放射線の影響など、深刻なものではないと我々も調査をさせていただきましたが、こうしたことが原子力発電の枢要だと思っておりますので、ぜひ先生方からも、そうした状況についてご関心を持っていただき、県民の安心確立にご援助いただければ大変にありがたいと思っております。

いろいろと課題はまだまだあろうかと思っておりますけれども、今後とも、引き続き新年度もさらなる調査、そしてご審議を顧問の先生に賜りますようお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

（浜田部長）

先ほど知事からもご発言がありましたけれども、2月26日に島根原発2号機におきましてLCO逸脱の事案が発生しております。燃料プールの水位・温度監視設備が使用できない状態となっていたも

のですけれども、設備の復旧作業がなされて当日中にLCO逸脱からは復帰してございます。

県では発生翌日に安全協定に基づく報告徴収を行い、口頭にて中国電力に原因究明と再発防止の徹底等を申し入れさせていただいております。中国電力におかれましては、原因究明、再発防止策が取りまとめ次第ご報告いただきますようお願いしたいと思います。

それでは議事に移らせていただきます。本日の議事はお手元の次第の通りでございます。

議題1の島根原子力発電所3号機については、資料1に「第3回」と記載のある項目になります。前回までの会議同様、網羅的に確認していきますが、島根原発2号機と同様の方針の項目もございしますので、3号機特有の論点を中心にお願いできればと思います。

会議時間は約2時間30分を予定しております。

出席者は出席者名簿の通りです。個別の紹介は省略をさせていただきたいと思っております。

以後の会議進行につきましては、申し合わせにより座長の北田顧問をお願いしたいと思いますけれども、リモートで参加の顧問の先生もいらっしゃいますので、出席者のご発言の際の指名など、適宜、事務局がサポートさせていただきます。

また今回は説明者の交代のために会議途中で席の入れ替えを行いたいと思っております。事務局からお声掛けしますのでご協力をお願いします。

それでは、北田顧問、今後の進行につきましてよろしくお願いたします。

(北田顧問)

それでは、ここから北田が進行させていただきます。

まず議題1の進め方になりますけれども、資料が大部ですので、まずは資料2-1から2-3までをご説明いただき質疑応答をしたいと思っております。そのあと資料2-4から8について後でまた質疑応答を実施するという形にしたいと思います。

それではまず資料2-1から3まで、中国電力さんからご説明よろしくお願いたします。

(中国電力・井田副本部長)

中国電力の井田でございます。説明に入る前に一言ご挨拶を申し上げたいと思っております。よろしくお願いたします。

鳥取県原子力安全顧問の先生方におかれましては、平素より当社の業務に対しましてご理解、ご指導賜っておりますことをお礼申し上げます。

まず初めに、島根2号機について状況の報告をさせていただきます。先ほどもご説明がありました件ですが、2号機は2月9日よりプラントを停止し、定期事業者検査を実施している状況でございます。その中で2月26日、燃料プールの水位及び温度を監視する、重大事故対策用の計器が使用できないという状況になり、保安規定に定める運転上の制限からの逸脱という状況になったところですが、30分後に復旧したという状況でありました。

このことにつきまして、ご心配をおかけしたことをお詫び申し上げますとともに、しっかりと原因を突き止めて、再発防止を行っていきたく思います。現在、島根2号機はプラントを停止し、設備全体に渡って安全性のチェックをかけているという状況で、大切な期間でございますので、しっかりと点検を行っていきたく考えております。

続きまして島根3号機の審査の状況についてご報告させていただきます。

まず1点目は、現地調査の実施でございます。今月6日になりますが、原子力規制委員会のプラント側の審査をご担当いただいております杉山委員が島根原子力発電所にお越しになり、現地調査が行われました。委員からは、「規制要求にきちんと対応しているとの印象を持った」とのコメントをいただいている状況でございます。

また、審査会合につきましては、先週の木曜日と金曜日にも開催されておまして、これまでに合計28回開催されております。先週木曜日の会合をもって当社からの一通りの説明を終えたという状況でございますけれども、これまでの審査会合で頂いたコメントへの回答ですとか、推定活断層に関する調査を実施しておりますので、そういった事について今後しっかりと引き続き説明していきたく

いと考えております。

また、中部電力の浜岡原子力発電所において基準地震動の策定に関して不適切な事案がありまして、先生方にもご心配をおかけしてるところでございます。私も島根原子力発電所の基準地震動に関しましては、適切に策定していると考えているところですが、今後、島根3号機の審査会合の場において、より詳細に資料を準備して説明していくことにしているところでございます。

以上、これまで申しました事などについて、しっかりと、1つひとつ、真摯に向き合って説明して参りたいと考えております。

それでは本日の説明はプラント側の項目となります。資料に沿って説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

～中国電力が資料に沿って説明～

(説明者)

資料2-1：石丸マネージャー

資料2-2：乗安マネージャー

資料2-3：中川マネージャー

(北田顧問)

ご説明ありがとうございました。それでは資料2-1から3までのご説明に対して、ご質問やご意見等ございましたら、挙手等でお知らせいただければと思います。

また最初に事務局からご説明があったとおり、特に3号機に特有の論点を中心にご審議いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは私から少し質問させてください。資料2-1について確認したいのですが、資料12ページの許容津波高さについて、3号炉取水口の最低水位が-14m、3号炉取水槽の最低水位が-6.7mと記載されており、取水口に比べて取水槽は浅く、結構差があると思いましたが。この部分の構造がどのようになっているのかご説明いただければと思います。

(中国電力・石丸マネージャー)

資料2-1の12ページの表1の一番下の部分で、3号炉取水口に比べて3号炉取水槽の許容津波高さが、高いというご指摘だと思います。取水槽については、取水槽に設置している非常用海水ポンプが取水可能な水位を許容津波高さとしています。取水槽の下端はもう少し深いのですが、ポンプが吸い上げ可能な水位の高さを許容津波高さとしているため、-6.7メートルという数値になっております。

(北田顧問)

ありがとうございます。そのような構造だろうと推測してはいたのですが、かなり下に深さがある印象を持った次第です。

(藤川顧問)

1点教えてください。柏崎刈羽原発が久しぶりに再稼働して、その際にいろいろと細かい故障が出ているのを非常に注目しているのですが、島根3号も作り込んでからかなり長い間止まっている状況です。そういう際の故障、初期不良が発生する確率は、資料2-3に記載されているような製品故障の確率と同じと捉えてよいのでしょうか。

もう1点が、資料2-3の中で、過酷事故とまでは言わないまでも厳しい条件下で問題発生した場合の被ばく評価までしておられますが、こういった機器の故障と自然現象が重畳して発生することは想定されているのでしょうか。津波にしても相当な対策を講じておられることはよく理解できたのですが、それでも特に気になったのは、What if という視点（過酷な状況を想定しておくこと）が求められるのではないのでしょうか。過酷な状況とは、公衆に対して5mSvという基準を指すのかどうかは分かりませんが、その非常に過酷な状況が起こったとして、より悪い事態に進展しないかどうかを評価していただきたいのですが、資料2-1、2-2では全体的に問題ないという内容が多かったので、

What if という視点で最悪の事態が起こっても最悪の影響が出ないという評価をどの程度行ってもらったんだろうかという点が少しだけ心配に感じました。まとまりのない意見で申し訳ありません。

(中国電力・中川マネージャー)

まず資料 2-3 について故障確率に関するご質問があったと思います。まず柏崎刈羽等で起こっている事象というのは、具体的な原因を正確に承知しているわけではないですが、故障モードを想定しながら防止措置を施しても、新たな知見等が原因で発生しているのではないかと考えています。通常の保修点検作業等は故障モードを想定した上で必要な点検を実施しているものになります。

一方で、資料 2-3 の安全上重要な設備については、単一故障を最悪の事態と想定するよう、(新規制基準で) 要求されているものでございます。例えば、6 ページの非常用ガス処理系で言いますと、動的機器であるポンプやバルブについては、ご覧の通り並列に設けており、片方の動作が悪くなっても、もう 1 本が動作する設計としております。一方で、(静的機器である) 配管については、最悪の事態として全周破断が想定されています。これについては実際に起こるかどうかという観点で言いますと、メンテナンス等もしているのでもよほ起こらないだろうと考えられます。ただ、この部分(配管の全周破断)が実際そうかどうかは別として、流速の高い配管等は減肉確認をしたり、必要な箇所のメンテナンスをしています。実際には想定されにくいのですが、全周破断を想定してメンテナンス等を実施しています。それからフィルターについても、差圧を確認したり、定期的に取り替え等も行ってあります。想定はされにくいのですが、フィルターの閉塞を仮定して、その場合でも問題ないということを確認しています。条文の厳しい要求に従って評価をしているというものでございます。

(中国電力・中西副長)

津波について補足で回答させてください。

今回ご説明しました耐津波設計につきましては、基準に基づいて基準津波、入力津波というものを策定し、その津波高さに対して、敷地に対して入ってくるのか、または守るべきものが守れているかということの評価して、必要な対策を行っているものでございます。

また、15 メートルの防波壁を設置しておりますが、この設置許可基準規則第 5 条に基づく耐津波設計とは別に、この防波壁を超えた超過津波に対する評価も実施しております。この超過津波に対しても守るべきものが何か、敷地に入ったときにどういう経路になるかという評価もしてございます。ご回答になっているか分かりませんが、そういった超過津波に対しても検討しているということでございます。

(北田顧問)

ありがとうございます。他に何か顧問の先生方からご質問等はございますでしょうか。

(牟田顧問)

ご説明どうもありがとうございました。2 点お伺いしたいことがあります。

1 つは資料 2-3 におきまして、修復が 2 日以内に行われるので問題がないといったような論旨でご説明されていたかと思えますけれども、この 2 日という数字はどのような目標なのか、まずお伺いしたいと思います。

あわせて、例えばフィルターの交換ですと事故時に S G T S (非常用ガス処理系) を使用することを考えると環境条件を考える必要があるかと思えますけれども、線量や温度については、どういう想定をされているのかというところを教えてください。

(中国電力・中川マネージャー)

6 ページ目に、配管全周破断の修復作業性について 2 日間で修復可能と記載しております。配管が全周破断した場合、配管が高所を走っている部分もありますので、まず一番修復が難しそうなところをピックアップして、足場を架設して、事前に準備しているゴムシートを右下に書いてあるように巻いて、ホースバンドで固定する、という実際の作業期間を見積もって、2 日間と設定したということです。

(牟田顧問)

回答の趣旨が少し違っておりまして、お尋ねしたのは、2日で修復できるので問題ないというような論旨で説明されているように聞こえたのですが、そうすると2日間というのは何かに対する目標値だと思います。その問題ないとする2日間という目標値をどういう考えで設定されたものなのかお問い合わせしたかったところです。

(中国電力・中川マネージャー)

7ページ目の下側をご覧くださいと、修復を行わない場合における周辺公衆への影響評価を実施しておりまして、修復を行わなくても、実際には周辺に影響はないということを確認してございます。したがって、基準としては修復をしなくても周辺公衆への影響はないのですが、可能な限り早めに、ゴムシート等を用意しておいて、もし万が一、全周破断等があった場合には修復をするということでございます。

次に2つ目のフィルターの交換についてです。7ページ目の上側で、交換作業の時の被ばく評価を実施しております。フィルターについてはご指摘の通り、使用した後は高線量で近づけないということ、さらに先ほどご説明した通り、すぐに修復をしなくても周辺に影響ないということ踏まえ、30日経過後、フィルターの交換を行うこととしています。これによって交換作業については十分対応できるという評価をしているものでございます。

(牟田顧問)

はい、わかりました。ありがとうございます。いずれも、ここまで実施しなければならないという目標基準があるのではなく、(周辺に影響はないということを確認している)作業を実施可能な期間を見積もって設定されているという趣旨だと理解をしました。

(香川顧問)

私は自然災害が専門になるので2号機3号機共通の話になってしまうのですが、専門を超えるとこでお話をさせていただくと、現在の中東情勢の影響で物の流通が非常に難しくなっているのではないかと考えます。修理とか修繕を行う場合のいわゆる修繕品の備蓄であるとか、予定があれば外部からの搬入する場合の流通ルートが途絶えてしまうといった課題が発生した場合の対応状況や、全体的なBCP的な対策をどのように考えておられるのでしょうか。

(中国電力・桑田担当部長)

ご質問ありましたことについて、具体的にはなかなか回答が難しいのですが、例えば今の中東情勢であれば、油関係につきましては手配元の最新の状況を逐次情報をいただけるようなネットワークを構築したり、あるいは取替部品等の製造中止などにより部品等がなかなか手に入らない場合につきましても、日頃からメーカー或いは部品会社などとコミュニケーションをとって早め早めの対策ができるような配慮を行っております。回答になっていないかもしれませんが、回答は以上です。

(香川顧問)

どうもありがとうございます。十分ご配慮いただけていること、了解しました。

それから自然現象について1つだけ確認ですが、前回宿題になっていたかと思うのですが、日本海の津波に関して、秋田県による過大な設定に関しては一応対応を検討した上で問題ないことを確認されているということでしたが、その点を今日ご説明や回答いただけるのでしょうか。

(中国電力・清木マネージャー)

秋田県が想定する津波に関しましては、最新の知見である日本海プロジェクトと照らし合わせまして、傾斜角や断層の幅が過大な設定になっていることを確認いたしました。前回のご説明と重なってしまうかもしれませんが、我々は当初、3号炉の申請をさせていただいた際には、秋田県の津波も基準津波と設定した上で問題ないということ記載した申請書を原子力規制委員会に提出させていただいておりました。そのあと日本海プロジェクトの知見も発表され、先ほど申しましたように、秋田県の想定は少し過大になっていることを確認いたしまして、原子力規制委員会の審査の過程で、秋田県の津波については検討対象から取り下げる、見直すということをごさせていだいたところでございます。

したがってお答えとしては、当初の申請の中では、きちんと評価がされておりまして、秋田県の津波を考慮しても問題ないということは審査の過程の中でご説明できているところと思っています。

(香川顧問)

わかりました。申請書を確認しておきます。ありがとうございました。

(北田顧問)

それでは資料2-1から2-3については一旦終了とさせていただきたいと思います。

次は資料2-4から2-8について、こちらも資料が少し多いですけれども、2-8までの説明の後、質疑応答という形にさせていただければと思います。

説明の準備が整いましたら、始めていただければと思います。よろしく願いいたします。

～中国電力が資料に沿って説明～

(説明者)

資料2-4：宗行副長

資料2-5：安達副長

資料2-6：宗行副長

資料2-7：安達副長

資料2-8：中川マネージャー

(北田顧問)

ご説明どうもありがとうございました。

最後の資料2-8のご説明について少し確認させてください。ドレンラインは第1のところまでの隔離であるというご説明についてですが、こちらは(資料2-8の)3ページの変更後の原子炉冷却材圧力バウンダリの範囲に係る説明うちの(ロ)ではなくて(ハ)に当たるという認識でよろしいですか。

(中国電力・中川マネージャー)

ご認識の通りでございます。

(北田顧問)

ありがとうございます。それから話題が戻ってしまうのですが、今回は3号機に係るご説明をいただいたわけですが、例えば今の圧力バウンダリ拡大といったところは、2号機でも同様の対応をされているという理解でよろしいでしょうか。

(中国電力・中川マネージャー)

ご認識の通りでございます。

(北田顧問)

ありがとうございます。

(藤川顧問)

2号機と3号機ですが、中央制御室のソフトウェアや構成などは、どの程度異なっているのでしょうか。あるいはソフトウェアも含めて全く同じなのでしょうか。

(中国電力・矢吹マネージャー)

2号機と3号機の構成ですが、島根2号機は大半がアナログで制御盤含めて中央制御室を構成しているという状態です。3号機についてはデジタル制御を用いたソフトウェアを中心とした制御体系にしております。今、先生からご質問いただいた構成の方ですが、今、お話した通り、ソフトウェアの構成については3号機を中心に対応しているという状況です。ソフトについても、基本的には、ある装置、ある系統によって、同一のソフトを使用している形にしています。以上です。

(藤川顧問)

はい。2号機もデジタル化されているのかと思っていたのですが、そうではないわけですね。今回は3号機を中心にお話をされたということですね。

(中国電力・矢吹マネージャー)

少し補足させていただきます。2号機の大半はアナログですが、機器の改廃に伴って、予防保全工事の一環として、一部、部分的にはデジタルを採用しつつあるという状態です。そのソフトウェアの仕様については、3号機と同様のソフトのものも部分的にはあります。支配的には2号機はアナログだと認識していただければと思います。以上です。

(藤川顧問)

はい、わかりました。ということは結局、今回のソフトの話は3号機の話が大部分なのですね。理解しました。

(香川顧問)

資料2-6の照明の件ですが、今のご時世的には、蛍光灯も製造できなくなっていて、蛍光灯からどんどんLEDに切り替わっているかと思うのですが、その中で、特に非常用照明の現状のLED化率や今後の計画はございますでしょうか。

(中国電力・宗行副長)

今ご質問いただきました通り、順次LED化になっておりますので、発電所も適宜LEDへ更新を進めている状況でございます。以上です。

(香川顧問)

ありがとうございます。それは2号機も同じということですね。

(中国電力・宗行副長)

はい。ご認識の通りです。

(牟田顧問)

2点ほどお伺いしたいのですが、1つ目は資料2-4の13ページ辺りについて、送電線の物理的な分離を求めている設計だということですが、どういう事態や状態を想定して、物理的な分離を求めているのか、まず教えていただけますか。

(中国電力・宗行副長)

物理的に分離といいますのは、同じ鉄塔に異なる系統の送電線が架線されていないという設計であり、1つの鉄塔が倒壊すると同時に2ラインが使用できなくなることがないように分離しているという認識です。以上です。

(牟田顧問)

はい、わかりました。多分そういうことだろうと推測してはいたのですが、例えば地震のときに、同じ種類の鉄塔が似たような場所に立っていると、物理的に別々に作ってあったとしても共倒れという可能性があると思うのですが、そこまでは想定していないということですか。

(中国電力・宗行副長)

その点につきましても具体的には近接交差箇所というところを抽出して考慮しておりまして、今回の島根原発に関しては、まず送電線同士が近接している箇所が1ヶ所ございますが、送電線の張力の方向を考慮すると、2つの送電線と一緒に倒れて共倒れになることはないということを確認しております。また、交差箇所につきましては、1つの鉄塔が倒れることによって、2つの送電線が使えなくなるというところは想定されているのですが、その場合にも少なくとも1つの送電線は生き残るということを確認しております。いずれにしても万一の事故があったとしても、使用可能であるということを確認しております。以上です。

(牟田顧問)

はい。近接交差箇所についてはおそらくご説明のあったとおりでと思いますが、特に交差してなくても揺れ方が似ていると倒れる可能性はありますよね。そこはいかがですか。

(中国電力・宗行副長)

基本的には、そういったところも考慮して送電線については多重性、独立性を確保しているというところがございます。万が一、何らかの事情で外部電源が使えなくなった場合には、本来の信頼性の

高い所内電源で担保していくと認識しております。以上です。

(牟田顧問)

はい。わかりました。ある程度は地震動によってどのように応答するかというところまで確認しているということによろしいですかね。

(中国電力・宗行副長)

はい。ご認識の通りです。

(牟田顧問)

はい、わかりました。もう1つお伺いしたいのは、資料2-8ですが、何故、今、RCS（原子炉冷却系）バウンダリの範囲を拡大するといったようなことを意識するようになったのか、経緯をお伺いしたいです。これは規制の方の話だと思いますが、考え方が何か変わったのか、どういう背景があってこういうことを検討されたのかということをお教えいただけますか。

(中国電力・中川マネージャー)

背景については、我々もいろいろ確認したのですが、確かこれといったものではなくて、アメリカの基準等を踏まえて、範囲を拡大したのではないかと推測しているところです。一方で、先程からご説明している通り、従来から設計としてはクラス1を第2弁まで実施していたというところもありますので、整合性は取れているのではないかと考えております。以上です。

(牟田顧問)

はい。わかりました。背景はあまり明確でないとはいえ、第2弁までを範囲とするのが確かに自然なような気がしますので、ご説明の内容で理解できるような気がいたします。どうもありがとうございます。

(佐々木顧問)

ご説明ありがとうございました。資料2-6の5ページの作業用照明について確認ですが、これは66kV系からの電源供給は想定されているのでしょうか。

(中国電力・宗行副長)

少し見にくいですが66kV系も記載しております、記載している場所は、幹線図の右上のところ「第2予備変圧器から」と記載されてるラインが66kV系になっております。以上です。

(佐々木顧問)

はい、わかりました。6ページが一番上の左から3つ目は、500kVですか。それとも220kVで合っているのですか。

(中国電力・宗行副長)

こちら少し見にくい図ですが、向かって左側が3号炉、右側が2号炉と記載しております、220kV系はどちらにも送る送電線となっておりますので、このような記載となっております。以上です。

(佐々木顧問)

はい。わかりました。ありがとうございます。

(北田顧問)

今の佐々木顧問のご質問について私からも確認なのですが、6ページに上から4つの経路があると思うのですが、それは左から500、220、220、220と記載されていますが、この左から3つ目の220が500ではないかとご質問されたかと思っております。これは500ではなくて220が正しいという理解でよろしいですか。

(中国電力・宗行副長)

こちらは220で合っております、向かって右手側は島根2号炉になりまして、まず、左から3つ目の220kVは2号の発電機から主変圧器を介して外に送り出すためのラインとなっております。一番右側の220kV開閉所は起動変圧器という受電専用の変圧器を介しております、2号としてはこちらから220kV系を受けるといいます。一方で左から2つ目の220kV開閉所、これは3号の補助変圧

器を介して受電するためのラインになっておりまして、開閉所としては同じものなのですが、このような記載で少し見づらい状況になっております。以上です。

(北田顧問)

はい。ありがとうございました。

他は何かご質問等よろしいでしょうか。

それでは大体質問は出たかと思いますが、もし会議終了後に追加でご意見されたい場合は、今週中をめどに事務局までお伝えいただければと思います。追加質問については次回以降の会議の場で中国電力からご回答いただければと思います。よろしく願いいたします。

(中国電力・桑田担当部長)

はい。承知しました。

(北田顧問)

はい。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

では議題1はここで終了したいと思います。

続いて議題2に移りたいと思います。令和7年度環境放射線等測定結果の第3四半期までと、令和8年環境放射線等測定計画になります。ご説明の準備が整いましたら始めていただければと思います。よろしく願いいたします。

～原子力環境センター 長柄主幹研究員が説明資料3-1、3-2に沿って説明～

(北田顧問)

ご説明どうもありがとうございます。

ただいまご説明いただきましたモニタリングの結果及び計画ですが、事前にモニタリングを専門とする顧問で構成されたワーキンググループのご意見を反映させたものになっておりますことをお含みいただければと思います。

それではご説明いただきました件につきまして、顧問の先生方からご質問等ございましたら、挙げてください。

では、私の方から1点だけ確認させてください。令和7年度測定結果(資料3-1)の12ページにおいて、トリチウムが少し検出されたという説明がありました。資料では0.32 Bq/Lという測定結果が出ているわけですが、ほとんど検出下限値ぎりぎりの数値だったので、これまでの測定結果とあまり変わらないという認識でよろしいのか確認です。

(原子力環境センター・長柄主幹研究員)

ご認識の通りでございます。

(北田顧問)

はい。資料48ページに検出下限値が載っておりましたけれども、ほぼほぼ同じ数値だったということでした。ありがとうございました。

小田顧問の方からコメントございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(小田顧問)

先ほど紹介いただきましたように2週間ほど前に、モニタリングワーキングを開催させていただきました。そこで色々と議論させていただきました。

今、ご説明がございましたように、測定結果につきましては全く問題ないと認識しております。

その後、いろいろな意見交換をさせていただきましたが、個人的な印象も含めて紹介させていただきますと、報告書の中に、例えば定量下限値と検出下限値のように、紛らわしい表現がありました。こういった表現は報告書としては全く問題ないのですが、これを公開するときには、一般県民の方々に分かりやすい表現に直す、あるいは追記したほうがいいんじゃないかという意見がありました。

もう1点は測定計画についてですが、メーカーの都合等により機器を変更したり、分析方法が変更されております。このようにリバイスすると大体数値が若干変動するところがありますので、校正と

いますか、旧来の方法と新しい方法との間にどれくらい数値の違いが出るのか、どれだけ追従しているのか、もちろん既に確認されているかと思いますが、必要に応じて説明できるように、その確認したデータは記録しておくように、という意見がありました。

いずれにしましても、これらを一般公開する観点から注意したほうがよいのではないかという意見がありました。以上です。

(北田顧問)

ありがとうございます。

他の顧問の皆様からご意見等、ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、令和7年度第1四半期から第3四半期までの測定結果及び令和8年度の測定計画については、顧問会議としては了承したいと思いますが、異議はありませんでしょうか。

<異議なし>

(北田顧問)

はい、それでは顧問会議としては、この2つについて了承することと致したいと思います。なお、令和7年度の第4四半期の測定結果につきましては、これまでと同様、モニタリング分野の顧問の先生方にまずご確認くださいまして、小さな修正等であれば、私にご一任いただき、その修正をもって了承とさせていただければと思います。もし大きな修正等がございましたら、改めて顧問の皆様にはご確認くださいと考えております。

それでは、この議題につきましては以上とさせていただきます。ご説明どうもありがとうございました。

では、次に議題3に移ります。原子力安全対策課からご説明よろしく願いいたします。

～原子力安全対策課 但馬課長が説明資料4に沿って説明～

(北田顧問)

ご説明どうもありがとうございます。ただいま資料4につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら顧問の先生方から挙げていただければと思います。

今年度の防災訓練については計画段階から顧問の先生方に議論に入っていただくということで、また先生方には色々とお手数おかけすることになるかと思いますが、よろしく願いいたします。

(梅本顧問)

ご説明ありがとうございました。

非常に多くの多様な取組を行っていただいております、令和7年度の実績も令和8年度の計画についても、概ね妥当ではないかと思います。

その上で、実は10日ほど前にも原子力安全対策課さんとこの件について打合せをさせていただきましたので、その際に申し上げたことと重複してしまうかと思いますが、せっかくの機会ですので2点ほどコメントをさせていただきたいと思います。

まず1点目は、以前からもお願いしており、今も取組を進めていただいているところなのですが、原子力防災訓練を、秋に実施する総合訓練だけを対象とするのではなく、計画的に参加者の知識や技能を向上させることを目的に、春先から基礎研修、専門研修、ワークショップ、あるいは図上訓練といった訓練や研修を、年間を通じて計画的に体系的に進めていただくことをお願いしたいと思います。これについては既に着手していただいております、今後もそれが充実させていただければと思います。

2点目は、研修や訓練の参加者について、個人としてもチームとしても、それぞれの機会において、何をどれくらい理解したのか、分かるべきなのか、何をどれくらい出来るようになるべきなのか、といった到達目標を明確に意識してもらいながら、研修や訓練に参加してもらえる工夫ができるといい

のではないかと考えています。訓練や研修に召集されたからといってただ単に参加して、ただ闇雲に何かに取り組むのではなく、それぞれが個人もしくはチームとして、今回はどこまで取り組んで出来るようになるべきなのか、明確な目標を持ちながら訓練なり研修なりに取り組めるようになるとよろしいのではないかと考えています。そのための工夫も、これからも私も一緒に考えていきたいと思っています。以上です。

(原子力安全対策課・但馬課長)

ありがとうございます。

県職員等の参加要員に対する体系的な研修につきましては、一昨年までは訓練の1週間前ぐらいに事前研修を受講してもらい訓練本番を迎えるといった流れでしたが、昨年度来から梅本顧問のご指摘もございまして、年度の初めから体系的に基礎研修やワークショップ等をしっかり受講していただきながら、秋の訓練に向けてスキルアップを図っていただき、それから自分が何をしないといけないのか理解していただく取組にしたいと考えております。

併せて、参加者の方にはそれぞれ個人の力量に応じた到達目標をしっかりと示しながら、自分に求められているのはどこまでなのかということ、こちらの方でしっかりと明示させていただき、振り返り等もしっかり行いながらフォローもしていきたいと考えております。

ご意見ありがとうございました。

(梅本顧問)

よろしくお願ひします。

(小田顧問)

1つだけ教えてください。1ページ目の今年度の船舶一時移転訓練について、船舶を避難させることを目的にした訓練だと思いますが、この訓練には海上保安庁含め、もちろん高専も船舶をお持ちのところもありますから、そういった船舶を有している機関が参加する協議体というかネットワークはあるのでしょうか。またそのネットワークに基づいて訓練を実施されたのでしょうか。

(原子力安全対策課・但馬課長)

はい。船をお持ちの機関としては、例えば自衛隊、海上保安庁、国土交通省、それから水産庁さんですとか、鳥取県でいうと栽培漁業センターですとか、境港総合技術高校は実習船を持っておりますが、船舶を保有している機関の横のつながり、組織体というものはありませんので、(訓練を実施する際には)個別に我々の方から依頼しているところです。訓練の時には参加関係機関としてお互いに同じ会議に出席し意見交換できる場を設けておりますので、そういった意味では同じ訓練に参加していただくことで何かしらのやりとりですとか、顔の見える関係作りにつながっているのではないかと考えています。

(北田顧問)

他は何かございますでしょうか。

では一通りご質問、ご意見等が出たようですのでここで質疑は終了とさせていただきます。

以上で本日の議題はすべて終了となりますが、最後に全体を通じて顧問の先生方から何かございましたらご発言いただければと思いますがいかがでしょうか。

特に無いようですので、それでは本日の議題はすべて終了しましたので進行を事務局にお渡ししたいと思います。よろしくお願ひします。

(浜田部長)

はい。お疲れ様でした。北田顧問には円滑に進行していただきましてありがとうございます。

最後に今後のスケジュールについて事務局よりご説明をさせていただきます。

(原子力安全対策課・但馬課長)

資料1をご覧ください。島根3号機の新規制基準適合性審査に係る今後の予定についてご説明をさせていただきます。資料1のとおり、現在、原子力規制委員会で審査が終了したのからピックアップして、順次、顧問会議を開催し審議していただいているところで、今回、第3回目を実施したとこ

ろでございます。資料をご覧くださいますと、規制委員会の審査が終了したものがまだ一定程度ございます。次回の顧問会議につきましては4月中を目途に開催を予定しております。

顧問の皆様におかれましては引き続き、ご参加、ご指導のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

(浜田部長)

ありがとうございました。

本日、顧問の皆様から大変貴重な意見をいただきました。改めてお礼を申し上げたいと思います。

3号機につきましては審査が終わった項目もあるということで順次また会議等を開催させていただきたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

では以上をもちまして令和7年度第4回鳥取県原子力安全顧問会議を閉会させていただきます。

ご参加の皆様ありがとうございました。